

【 検査 】

47 腎癌の疑いに対するCEAの算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

腎癌の疑いに対するD009「2」癌胎児性抗原（CEA）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

癌胎児性抗原（CEA）は、大腸癌をはじめとする消化器癌、膵癌、胆道・胆管癌などのさまざまな臓器由来の癌に幅広く用いられる腫瘍マーカーであるが、腎癌に対する有用性は低いとされている。

このため、腎癌の疑いのみに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。